

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回あま市福祉有償運送運営協議会
開 催 日 時	令和7年5月12日(月) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	あま市役所 2階 F会議室
議 題	(1) あま市における福祉有償運送の必要性について (2) 令和6年度福祉有償運送の実績について (3) 福祉有償運送事業所の更新申請について
配 付 資 料	1 次第 2 配席図 3 あま市福祉有償運送運営協議会委員名簿 4 あま市福祉有償運送運営協議会要綱(資料1) 5 あま市福祉有償運送運営協議会運営指針(資料2) 6 あま市における福祉有償運送の状況について(資料3) 7 令和6年度あま市福祉有償運送実績(資料4) 8 協議依頼書及び関係書類(ゆめネット)(資料5)
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	個人情報を含むため一部非公開
傍 聴 人 の 数	なし
出 席 委 員	吉田委員、樋口委員、立松委員、石川委員、武藤委員、山田委員(代理・伊勢谷様)、下出委員、國立委員
欠 席 委 員	田中委員、徳永委員
事 務 局	石川障がい福祉課長、大脇課長補佐、藤井係長

審議要旨

事務局	定刻となりましたので、「令和7年度第1回あま市福祉有償運送運営協議会」を始めさせていただきます。 今回の運営協議会は「あま市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条に基づき公開で開催します。 また、同要綱第7条に基づき、本日の運営協議会終了後、会議録を作成し、市公式ウェブサイトで公表することとなっております。 合わせて会議録作成のため、本会議は録音させていただきますので、ご承知おきください。なお、本日は傍聴の方はいらっしゃいません。 続いて、あま市福祉有償運送運営協議会委員の任期についてお知らせします。 任期は、あま市福祉有償運送運営協議会要綱第4条の規定により2年となっておりますので、前々年度から引き続き令和5年7月24日から令和7年7月23日までの2年間となっております。よろしくお願いします。 また、今回新たに委嘱・任命させていただいた委員におかれましては、前委員の残任期間が任期となりますので、他の委員と同じく令和7年7月23日までの任期となります。 なお、前回の協議会において、委員の互選により吉田委員に会長として、会長の指名により樋口委員に副会長として就任いただいております。 開会にあたりまして、吉田会長にご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
会長	(挨拶)
	(各委員及び事務局 自己紹介)
事務局	改めまして、本日はお忙しい中、あま市福祉有償運送運営協議会にお集まりいただき感謝申し上げます。 あま市福祉有償運送運営協議会要綱第6条第2項の規定により、会議の開催には委員の半数以上の出席が必要となります。本日の出席者は8名ですので、会議は成立したことを報告いたします。
事務局	まず初めに本日の資料の確認をお願いします。 ・次第 ・配席図 ・あま市福祉有償運送運営協議会委員名簿 ・あま市福祉有償運送運営協議会要綱（資料1） ・あま市福祉有償運送運営協議会運営指針（資料2） ・あま市における福祉有償運送の状況について（資料3） ・令和6年度あま市福祉有償運送実績（資料4） ・協議依頼書及び関係書類（ゆめネット）（資料5） 以上8点です。 なお、資料5の一部につきましては、個人情報が含まれておりますので、本協議会終了後に回収させていただきます。

	配付もれ等はありませんでしょうか。 無いようですので、先に進めさせていただきます。 それでは、以降は吉田会長に議事進行をお願いします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。 会議次第に沿って進めてまいります。 「議題１ あま市における福祉有償旅客運送の必要性について」、事務局より説明をお願いします
事 務 局	(資料１・２・３について説明)
会 長	ただ今事務局より説明がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。
委 員	(意見なし)
会 長	それでは、「議題１ あま市における福祉有償旅客運送の必要性について」は、承認することとしてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	異議なしと認め、「議題１ あま市における福祉有償旅客運送の必要性について」を承認することとします。 続きまして、「議題２ 令和６年度福祉有償運送の実績について」、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(資料４について説明)
会 長	ただ今事務局より説明がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。
委 員	(説明に対する意見・質疑応答) ・ひとまち生活ネット津島の実績について、不明という部分があるが。 →事業者へ報告の依頼をしましたが、当該部分については集計していないため回答できないとのことでした。 ・移動制約者のニーズに対して、移動に関する支援は充足しているのか。 →障害者手帳や要介護認定の数から、移動制約者の人数は把握できるものの、実際のニーズについては正確に把握できる方法がなく、充足しているかの判断は困難。 ・地域公共交通会議との連携が必要なのでは。 →担当課（企画政策課）との情報共有に努めます。
会 長	それでは、「議題２ 令和６年度福祉有償運送の実績について」は、以上とさせていただきます。 続きまして、「議題３ 福祉有償運送事業所の更新申請について」、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	今回、社会福祉法人ゆめネットより更新申請がありました。 資料５で配付した書類は、同法人より提出された更新申請書類となっております。 審議方法につきましては、この後、各委員には１５分ほど資料を確認する時間を設

	けさせていただきます、その後事業所の担当者から説明をしていただくことを考えています。担当者からの説明後、事業所の担当者には退席いただき、その後、各委員で採決を取っていただく方法をご提案させていただきます。
会 長	ただいま、事務局より提案がありました審議方法について、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし、資料確認)
会 長	15分経過しましたので、法人担当者から説明を求めることとします。それでは、ゆめネットのご担当者様、お願いします。
	(ゆめネット 入場・説明)
会 長	ご説明ありがとうございました。ご質問等ございますでしょうか。
	(書類の内容等に関して意見・質疑応答) ・利用目的は施設への送迎に限られるのか、特に限定されていないのか。 →余暇のための支援ということで、特に限定しておりません。 ・利用登録者が86名ということだが、通所施設の利用者以外にも利用は可能か。 →運転手の人員が十分でなく、現状では通所施設の利用者の方に限らせていただいています。
会 長	他にご意見等ございませんか。 無いようですので、ゆめネットの協議を終了とさせていただきます。 協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。 ゆめネット様にはご退席をお願いします。ありがとうございました。
	(ゆめネット担当者 退場)
会 長	それでは採決に移りたいと思います。 社会福祉法人ゆめネットの実施する福祉有償運送の登録更新について、認めることとしてよろしいでしょうか。この審議は、質疑応答でありました指摘事項を、事務局側で確認し、指摘事項がクリアできることが条件での審議となります。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	委員全員の賛成をいただき、協議が整いましたので、社会福祉法人ゆめネットが実施する福祉有償運送の登録更新について合意といたします。
会 長	これもちまして、採決を終了いたします。 なお、本日の決定につきましては、事務局より事業所へ通知を発送させていただきます。
会 長	本日の議題は以上です。ありがとうございました。